

## 地域振興会議に代わる新たな会議体の方針案について

令和6年1月31日の支所長会議で、地域振興会議設置期間満了後（令和7年3月末）の会議体のあり方について方針案をまとめました。

### 1. 位置付け

任意機関（要綱設置）

### 2. 設置区域

合併前の旧町村区域ごと

### 3. 設置の目的

地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、本市の一体的な発展と持続可能な地域共生のまちづくりを推進する。

### 4. 所掌事務

- (1) 地域特有の課題や地域活性化について調査・研究を行い、解決策について検討する。
- (2) 対象地域住民の意向把握や情報共有に務める。
- (3) 課題解決にむけて、市に対して政策提案を行うことができる。
- (4) 必要に応じて、地域ごとのまちづくりの方向性を示した、地域プランを作成する。

### 5. 組織

委員人数：12名以下

委員構成：委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 対象地域内に所在する団体等の代表者又は構成員
- (2) 対象地域内に居住する満18歳以上の者で公募に応じたもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

※対象地域に住所を有する者もしくは勤務している者またはこれらに準ずる者（対象地域の出身者等）

委員の委嘱：各総合支所長が市長へ内申

委員報償費：日額 7,000 円

その他：任期：2年（再任を妨げない。）

## 6. 会議

会議の召集：◆次の場合に会長が召集

- ①市長又は会長が必要と認めるとき
- ②委員の4分の1以上から請求があるとき

※必要があるときは、委員以外の者（オブザーバー）の出席等を求めることができる。

会議回数：6回程度（各支所6回分で予算要求する。）

会長会：◆市長は必要に応じて会長会を招集できる。

◆会長会の庶務は市民生活部地域振興課が処理する。

※年1回開催

その他：視察は隔年実施（4地域ずつで予算要求する。）

## 7. 意見等の尊重

課題解決に向けて市に対して政策提案を行うことができる。

## 8. 設置期間

設置期間は明記しない。

※2年任期×2期（4年）のスパンで会の検証を行い、要綱の見直し等を行う。

## 9. 庶務

各総合支所

## 10. その他

本庁地域振興課で運営経費等を予算化し、再配当する。

## 11. 今後のスケジュール

時 期	内 容
R6年2月2日	市長副市長協議において方針案の説明
R6年2月8日	第2回地域振興会議会長会において方針案の説明
R6年3月～5月	地域振興会議において方針案の説明・承認
R6年6月議会	議会総務企画委員会において報告
R6年7月～12月	地域振興会議において新しい会議体の決定
R6年12月議会	議会総務企画委員会において報告
R7年4月～	新しい会議体の開始